建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第１項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年１月１５日
東北地方整備局長
西　村　　拓

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名その者の一級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の別及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和７年１月１０日	友澤　和雄、一級建築士、第２３９６６１号	戒告	平成６年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成 31 年４月１日から令和５年 10 月 31 日までの間に建築士法第 22 条の２の規定に基づく定期講習を受講しなかったため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和７年１月１０日	宗像　恭一、一級建築士、第１６９０６９号	戒告	平成６年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成 31 年４月１日から令和５年 10 月 31 日までの間に建築士法第 22 条の２の規定に基づく定期講習を受講しなかったため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名その者の一級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の別及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和７年 １月１０日	渡邊　俊典、 一級建築士、 第１０６７８０号	戒告	平成６年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成 27 年４月１日から令和４年 10 月 31 日までの間に建築士法第 22 条の２の規定に基づく定期講習を受講しなかったため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。